

採点表（審査基準）

【明石市立学校給食センター調理等業務委託】

採点者 _____

応募者 _____

1. 審査項目と配点

選定審査での審査項目と配点は以下のとおりとする。

- (1)「企画提案書（価格以外）」及び「公共性（施策反映）評価提出書」による評価点（以下「技術点」という。）・・・選定委員による評価

ア.「企画提案書（価格以外）」に係るもの

審査項目		評価方法	配点
(1)学校給食に対する基本的な考え方	①学校給食の教育的意義	様式7-1の審査	10
	②学校給食への理解度と、調理業務への意欲		20
	③学校給食を通じた地産地消及び食育の推進		10
(2)業務実施体制、従事者配置体制	①責任者等及びその他従事者配置体制	様式8、8-1、8-2、8-3の審査	50
	②献立検討のための支援体制等		20
	③連絡、連携体制等		20
(3)委託業務の円滑な遂行	①安定的かつ効率的な業務遂行の仕組み、業務の向上を図る仕組み	様式9-1の審査	50
	②安全で確実な食物アレルギー対応食提供の仕組み		40
	③従事者の技能等や意欲の向上を図る仕組み		20
	④独自の業務監視及び改善等を行う仕組み		20
(4)衛生管理等、危機管理等	①調理及び衛生管理、健康管理	様式9-2の審査	50
	②危機管理		30
	③欠員発生時等の代替策等		10
	④代行保証人の履行能力		20
	⑤損害等賠償制度への加入		10
(5)配送及び配膳業務体制	①配送計画、安全運行の仕組み	様式9-3の審査	20
	②配送に支障発生時の対応策等		20
	③校内配膳の計画や仕組み・体制等		10

(6)維持管理業務	①維持管理計画、状態確認方法	様式9-4の審査	50
	②重大な故障への備え、緊急連絡体制		20
	③軽微な故障への備え、衛生面の工夫		20
(7)経営状況や企業概要等	①財務健全性	様式10の審査	10
	②企業概要等		10
(8)事業者の受託実績	①学校給食センター(1日3,000食以上維持管理業務含む)の業務受託実績	様式11の審査	30
合計(570点)			

イ.「公共性(施策反映)評価提出書」に係るもの

審査項目		評価方法	配点
(1)障害者の積極的雇用(注1)	○雇用する障害者数が法定雇用障害者数以上である(法定雇用義務有りの者)又は ○障害者を雇用している(法定雇用義務なしの者)	障害者雇用状況報告書の写し、又は 様式14の審査	5
(2)子育て支援	○子育てしやすい環境づくりなどの子育て支援への取り組み	様式15の審査	5
(3)男女共同参画社会づくり	○仕事と家庭の両立の環境整備などの男女共同参画社会づくりへの取り組み	様式16の審査	5
(4)若手雇用者育成	○若手従事者の育成を目的とした取り組み	様式17の審査	5
(5)更生支援のための取り組み	○保護観察所への協力雇用主としての登録があるか ○登録がある場合、刑事施設出所者、少年院出院者、保護観察対象者または厚生緊急保護対象者を雇用するための取り組み	様式18の審査	5
(6)労働安全衛生のための取り組み	○厚生労働省から安全衛生優良企業の認定を受けているか	認定を示す資料(様式任意)の審査	5
合計(30点)			

(注1)「障害者の積極的雇用」の審査及びその評価については、選定及び審査基準を満たす者は配点に示す評価点の満点を加算し、満たさない者は評価点をゼロとする。

①技術点に係る配点基準

各選定委員の持ち点を600点とし、「企画提案書」に係る審査項目（(1)～(8)）及び「公共性(施策反映)評価提出書」に係る審査項目（(1)～(6)）を評価する。
各選定委員の合計点数を選定委員数で割った点数（単純平均）を技術点とする。
（なお、小数点以下を四捨五入して、整数の値とする。）

②加点基準

	評価水準	加点比率（加点数＝配点×加点比率）
A	特に優れている	100%
B	AとCの中間程度	80%
C	優れている	60%
D	CとEの中間程度	30%
E	優れている点はない	0%

- 「A～E」の5段階で評価し、配点に加点比率を掛けて、各項目の加点数を算出する。
また、各項目及び各委員の評価点においては、小数点第1位以下を四捨五入する。

(2) 価格点 ……「参考見積金額 [様式5]」による評価

審査項目	算出式	配点（満点）
参考見積書	400点×提案者中の最低業務価格÷当該提案者の業務価格 (小数点以下切り捨て)	400

①価格点に係る配点基準

最低価格の提案者を400点満点とし、以下の算出方法で計算する。

＜ 400点×提案者中の最低業務価格÷当該提案者の業務価格 ＞

（なお、小数点以下を切り捨て、整数の値とする。）

ただし、参考見積書の金額が、参考見積限度額を超える金額である場合は失格とする。

2. 最優秀提案者の選定

(1) 参考見積書については、選定委員が列席する場で確認し、技術点と価格点を合計して、総合評価点（1,000点満点）が最も高い提案者を『最優秀提案者』として選定し、受託予定者とします。

(2) 最高の得点者が複数ある場合等の選定方法については、別紙「選定要領」を参照。